

〔海難審判庁〕

**門司地方海難審判庁 那覇支部**

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎（8階）

TEL（098）868-9334 FAX（098）862-8156

HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/maia/>

【設置根拠】

海難審判法第9条、海難審判施行令第2条、海難審判庁組織規則第8条

【業務内容】

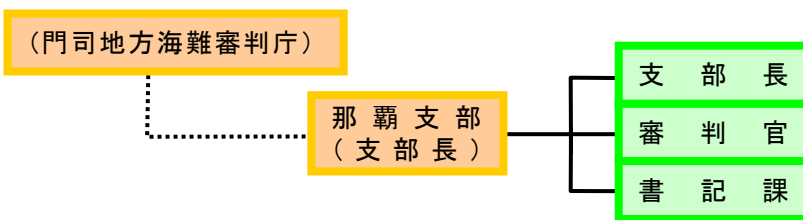
海難事件の第一審の審判を行います。

【管轄区域】

沖縄県の全域、鹿児島県の一部及びこれに接する領海、国外水域の一部  
(右図参照)



【組織】



【お知らせ事項】

○ 裁判の傍聴

海難審判は公開で行われますので、どなたでも傍聴できます。審判開廷の予定はホームページに掲載していますので、ご覧ください。

書記課 : TEL (098) 868-9334

○ 講師派遣

海難審判の制度や海難の防止対策について職員を講師として派遣し、分かりやすく説明しています。ご希望の方は、書記課までご連絡ください。

書記課 : TEL (098) 868-9334

〔海難審判庁〕

**門司地方海難審判事務所 那覇支所**

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎（8階）

TEL（098）868-9335 FAX（098）862-8156

HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm>

**【設置根拠】**

海難審判法第14条の2、海難審判庁組織規則第16条・第17条・第21条

**【業務内容】**

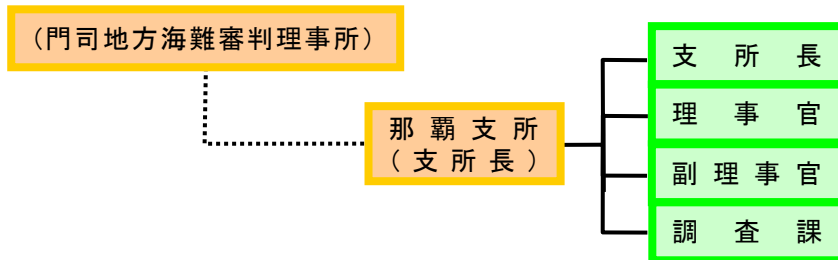
審判の請求に係る海難の調査、審判の請求及び裁決の執行を行います。

**【管轄区域】**

沖縄県の全域、鹿児島県の一部及び  
これに接する領海、国外水域の一部  
(右図参照)



**【組織】**



**【お知らせ事項】**

○ 講師派遣

海難審判の制度や海難の防止対策について職員を講師として派遣し、分かりやすく説明しています。ご希望の方は、調査課までご連絡ください。

調査課 : TEL (098) 868-9335